

委員からの依頼資料

資格研修と現任研修について

		児童福祉司 (児童相談所長の命を受け、児童福祉に関する事項について相談・指導等を行う者)	家庭的保育者 (家庭的保育者として市町村長の認定を受け家庭的保育を行う者)	(参考) 放課後児童指導員	
資格研修 (※1)	資格要件	・都道府県、指定都市、児童相談所設置市の職員である者 ・厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者(次ページ破線部分)	・都道府県、指定都市、児童相談所設置市の職員である者 (次ページ下線部分)	市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	(「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましい)
	実施根拠	児童福祉法	児童福祉法施行規則	児童福祉法	—
	受講要件者	都道府県、指定都市、児童相談所設置市の職員及び、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に携わる市町村の職員で、4年制大学を卒業した者	保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員	・保育士 ・保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—
	研修の実施方法	・厚生労働大臣の指定を受けて、社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施	・都道府県・指定都市・児童相談所設置市が実施(社会福祉法人その他の者に委託可能) ・研修内容は告示で規定	・市町村が実施 ・研修内容は「家庭的保育事業ガイドライン」で規定	—
現任研修 (※2)	実施根拠	具体的な内容の定めはなし (通知で研修の実施等を推奨) <参考> 児童相談所運営指針 (児童相談所は、都道府県等の児童福祉主管課と連携しながら、職員に対する研修の実施、充実に努める。研修の企画に当たっては、職種別の研修や実務経験に応じた研修等、体系的な研修に努める。職員は内部の研修のほか、各種研修会・研究会・学会等への積極的参加、施設等における研修等により、新しい援助技法の獲得等に努める。)	家庭的保育事業ガイドライン (家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修を実施する等の必要な体制整備を行うこと。)	具体的な内容の定めはなし(研修の実施等を推奨) <参考> 放課後児童クラブガイドライン (放課後児童指導員の資質向上のため積極的に研修を実施し、又は受講させること。)	
	受講要件者	— (補助事業では、児童相談所職員)	(フォローアップ研修) 経験年数2年未満の家庭的保育者(現任研修) 全ての家庭的保育者を対象(指導者研修) 10年以上の保育所勤務又は家庭的保育の経験を有する保育士	— (補助事業では、放課後児童指導員等)	
	研修の実施方法	(補助事業では、 ・都道府県、指定都市、児童相談所設置市が研修を企画・実施し、又は児童虐待に関する各種研修等に児童相談所職員を参加させる ・詳細の研修内容は記載なし)	・市町村が実施 ・研修内容は「家庭的保育事業ガイドライン」で規定	— (補助事業では、 ・都道府県、指定都市、中核市が実施 ・詳細の研修内容は記載なし)	
	参考	補助事業で研修推奨	補助事業で研修推奨	補助事業で研修推奨	

※1 研修を受講することで有資格者とする研修

※2 すでに現場で働いている者の質の向上を図ることを目的とした研修

(参照条文)

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
- 二 学校教育法 に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
- 三 医師
- 三の二 社会福祉士
- 四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

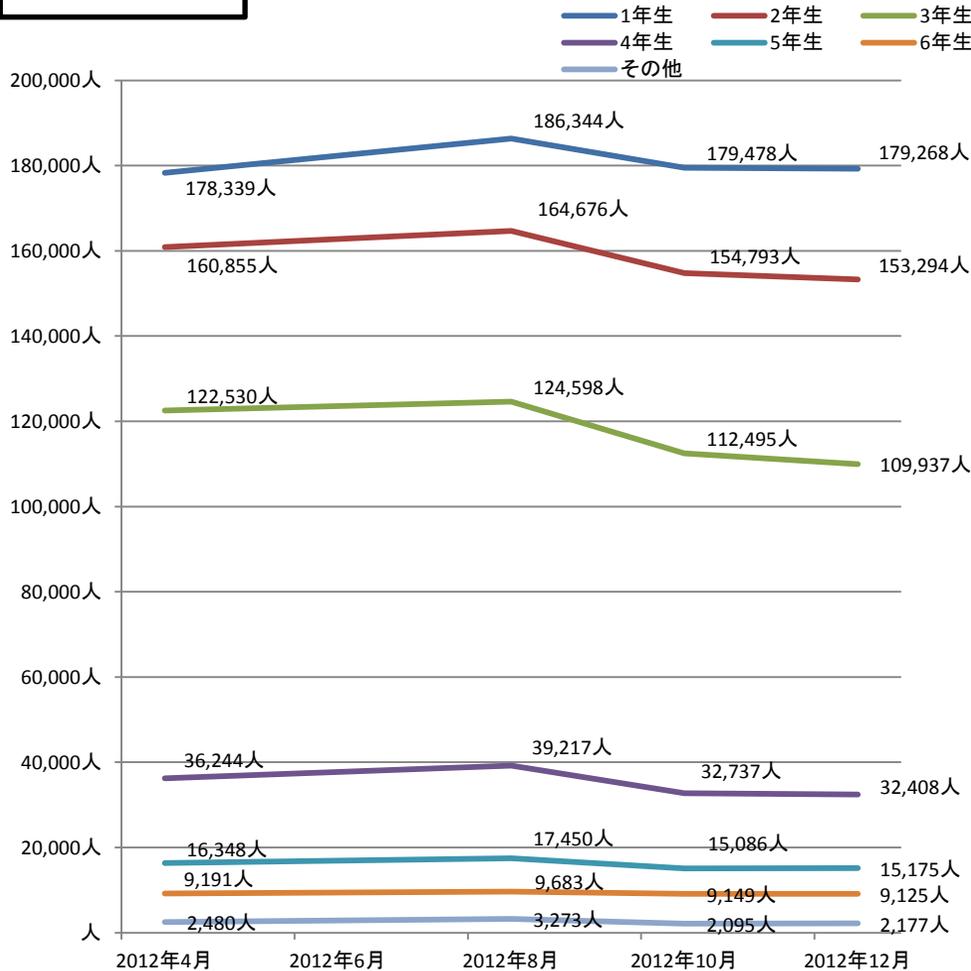
- 一 学校教育法 による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項 の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
- 二 学校教育法 による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第二項第三号の二 に規定する者を除く。）
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者
- 六 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
- 七 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 八 看護師であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 九 保育士であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法 に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十一 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者
 - イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 十二 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）
- 十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項 に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

登録児童数と利用児童数の推移について(学年別・季節別)

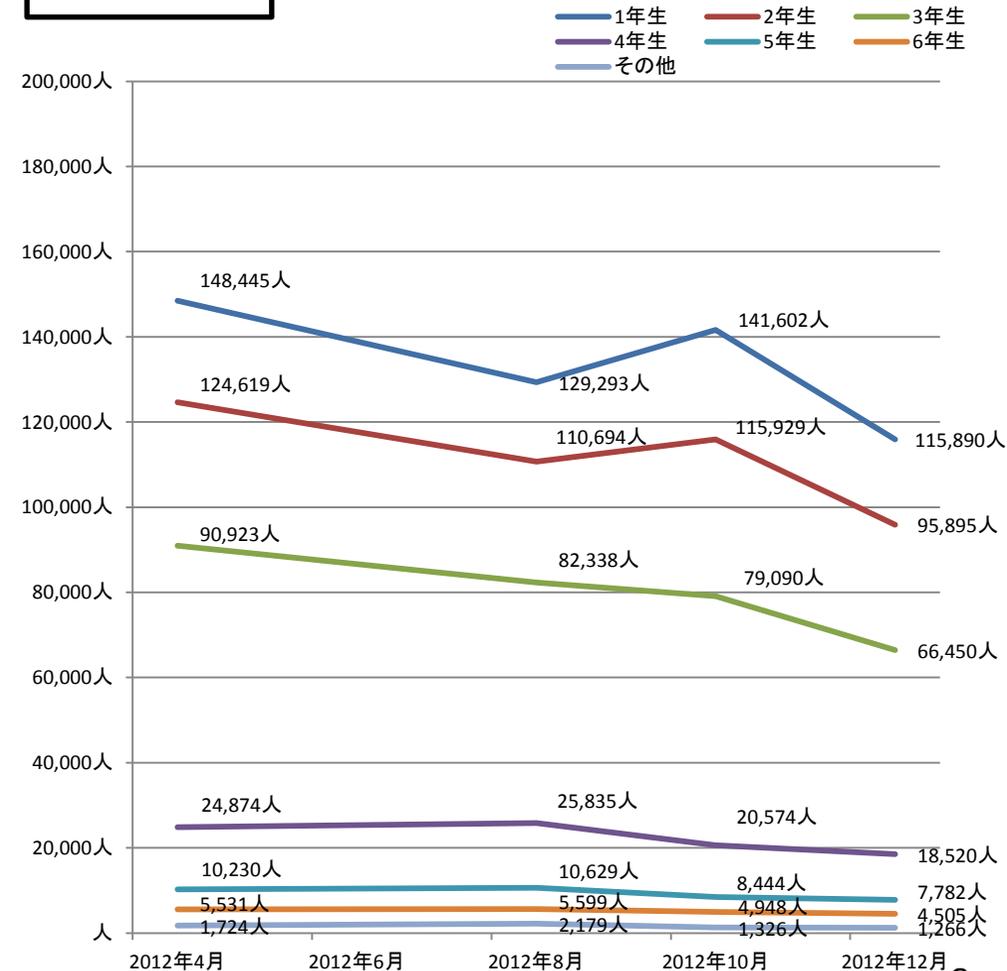
- 利用児童数は、登録児童数のおおむね7～8割程度となっている。
- 登録児童数・利用児童数ともに、学年が上がるにつれて逡減する傾向にある
- 登録児童数は、夏期休暇に一時的に増加するものの、年間を通してほぼ横ばいで推移している。

有効回答: 12, 315クラブ

登録児童数



利用児童数



資格に関する文言の解釈について

〇年以上児童福祉事業に従事の「児童福祉事業」の解釈（通知等）

施設等	通知・事務連絡・Q A	口頭での問い合わせに対して
放課後児童クラブ（放課後児童指導員）	なし	放課後児童クラブでの従事期間は含めて良い
児童自立支援施設（施設長）	・児童福祉施設、児童相談所又は本庁児童担当課等の職員として業務に従事した期間（平成19年4月：局長通知） ・本庁児童課等の職員には、本庁児童担当課の職員としての業務のほか、当該職員以外の本庁児童担当行政に携わる職員の児童福祉に関する事務も含む（平成23年6月：局長通知）	
児童養護施設（児童指導員）	児童福祉施設（教護院）内において保護（教護）に従事した者のみならず、保護（教護）と極めて深い関係にある仕事に職として携わった者（例：児童相談所長、児童相談所職員、都道府県児童課、母子衛生課の当該掛の吏員）で、その人物及び過去における活動実績等を考慮して真に適当と思われる者（昭和23年：次官通知）	
保育所（所長）	国ほか自治体において児童福祉に関する事務を取り扱う部局等（児童相談所・福祉事務所を含む）、児童福祉施設（認可施設に限る）、幼稚園等における教諭（大学で児童福祉関係を専門に教授した者を含む）、民生・児童委員として2年以上厚労大臣が委嘱した者、その他公的機関等により児童福祉に関することに従事した者（Q A） ※これと同等以上の能力を有すると認められる者も含む。	
児童相談所（児童福祉司）	なし	児童自立支援施設（施設長）と同じ通知を準用（本庁児童課等の職員には、内部組織における事務方は含まない）

「社会福祉学、心理学、教育学・・・を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」の各学部の解釈

施設等	通知・事務連絡・Q A	口頭での問い合わせに対して
放課後児童クラブ（放課後児童指導員）	なし	採用側の判断
児童自立支援施設（施設長）	なし	採用側の判断
児童養護施設（児童指導員）	なし	採用側の判断
児童相談所（児童福祉司）	なし	採用側の判断（「これらに相当する課程」とは、社会福祉学部の各学科、社会学部等の社会福祉関係学科、人間関係学科等心理学、社会学、教育学を総合的に履修する学科などを意味し、単に社会学概論の単位を履修して卒業したというような場合はこれに含まれない）